

平成30年 9月20日

矢巾町議会

議長 廣田光男様

矢巾町議会教育民生常任委員会

委員長 村松信一

## 請願審査報告書

本委員会が、平成30年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

### 記

#### 1 付議事件名

○30請願第2号：教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

請願者 盛岡市大通一丁目1番16号  
岩手県教職員組合 いわて盛岡支部  
支部長 三又恭次

紹介議員 山崎道夫

#### 2 委員会開催年月日

平成30年9月7日（金）

#### 3 出席委員

村松信一 高橋安子 赤丸秀雄  
昆秀一 川村よし子 米倉清志

#### 4 審査経過

平成30年9月7日午後1時30分より、委員全員出席のもと、30請願第2号について、参考人として岩手県教職員組合いわて盛岡支部書記長中村雅幸氏の出席を求めて、趣旨説明を受け、協議・検討を行い慎重審議した。

## 5 審査結果

30 請願第 2 号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

## 6 審査意見

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員による教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であるが、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、対応に苦慮する状況であります。教職員が人間らしい働き方ができるためには、教職員定数の改善を行い、長時間労働是正が必要である。

また、義務教育費国庫負担制度については、2006 年度から国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫していることや、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。全国どこでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。

以上のことから、本請願の主旨は理解できるものとして、採択すべきとした。

平成30年 9月20日

矢巾町議会

議長 廣田光男様

矢巾町議会教育民生常任委員会

委員長 村松信一

## 請願審査報告書

本委員会が、平成30年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

### 記

#### 1 付議事件名

○30請願第3号：私学教育を充実・発展させるための請願

請願者 盛岡市本町通三丁目18番32号 三和マンション101号

私学助成をすすめる岩手の会

会長 土屋直人

紹介議員 藤原梅昭

#### 2 委員会開催年月日

平成30年9月7日（金）

#### 3 出席委員

村松信一 高橋安子 赤丸秀雄

昆秀一 川村よし子 米倉清志

#### 4 審査経過

平成30年9月7日午後2時30分より、委員全員出席のもと、30請願第3号について、参考人として私学助成をすすめる岩手の会事務局、学校法人盛岡誠桜学園 盛岡誠桜高等学校の工藤良幸教諭の出席を求めて、趣旨説明を受け、協議・検討を行い慎重審議した。

## 5 審査結果

30 請願第 3 号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

## 6 審査意見

岩手県の私学への助成は、平成 16 年度の高校生一人当たり 34 万 570 円を最高に、平成 20 年度まで 4 年連続で削減しましたが、市町村議会からの意見書をはじめとする県民の声で、平成 21 年度より増額に転じ、今年度の岩手県私学助成は高校生一人当たり 34 万 9,961 円と増額し、ようやく平成 16 年度の水準に回復した。

それでも、私学と公立の学費格差は依然として大きく、私立高校は、授業料に加えて高額な施設設備費、教育維持費等があり、現行の就学支援金だけでは公私間格差は是正されません。公立でも私立でも学費を心配せずに生徒が安心して学べる環境にしなければなりません。

少子化進行の中で、公立・私立を問わず学校存立の危機がどの市町村でも迫っています。学校がなくなることは、その地域全体の過疎に拍車をかけ、地域の振興という点から見ても、憂慮すべき事態であります。

以上のことから、本請願の主旨は理解できるものとして、採択すべきとした。

平成30年9月20日

矢巾町議会  
議長 廣田光男様

矢巾町議会予算決算常任委員会  
委員長 山崎道夫

## 予算決算常任委員会審査報告書

- 議案第74号 平成29年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第75号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第76号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第77号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第78号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第79号 平成29年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 議案第80号 平成29年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第81号 平成29年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

本常任委員会は、平成30年9月4日付けで付託された上記の8議案を審査した結果、原案を認定及び可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。なお、本委員会は、議案第74号から議案第81号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

## 記

- 1 ふるさと納税への取り組みの成果が顕著に表れてきており評価するが、今後返礼品は地場産品を使用するなど、新たな発想で特産品の開発やサービスの提供に努められたい。
- 2 地方創生事業について、矢巾地域まちづくりコンソーシアムにおけるインキュベーション施設のコンセプト設計などに対するチェック体制のあり方を検討するべきである。また、ローカルブランディング事業は内容を町民がよく理解できるよう、丁寧な説明を求める。
- 3 全国的に洪水被害など自然災害が多発している中、北上川の浸水区域に5カ所の避難所が指定されているが、ハザードマップの見直しを含め、防災体制の強化を図られたい。  
また、避難行動要支援者の対応策について、地域と連携しながら早期に確立されたい。
- 4 防災ラジオのさらなる普及に努め、防災体制を強化するとともに、番組内容のさらなる充実を図られたい。
- 5 地域要望の多い生活道路の整備、通学路の交通安全対策及び街路灯の設置について、早期に現地確認を実施し整備を進められたい。また、雪害等による劣化の著しい道路について、早期に点検・補修を行い、交通事故防止や車両災害防止に努められたい。
- 6 長年の懸案事項であるイセファームの臭気問題について、早期解決に向けて鋭意取り組まれたい。
- 7 農業施策について、高収益作物の導入や販路の確保・拡大により農業所得の向上に努めるとともに、新規就農者や認定農業者への支援に力を入れ、後継者育成を図られたい。
- 8 南矢幅踏切の改修に向け、歩道設置計画の早期調査と地権者への協力要請活動に努められたい。
- 9 小中学校や国民保養センターの冷房装置について、設置に向けて早期に対応されたい。

- 10 ライフスタイルの変化や高齢化に伴う環境整備が求められており、田園ホールや農村環境改善センター等、町施設のトイレ洋式化に早急に取り組まれない。
- 11 町営住宅の老朽化対策について、早急に管理体制と対策を構築し、中長期的な計画により取り組まれない。
- 12 子育て支援や移住定住化の推進を図るため、高校生までの医療費無料化と待機児童の解消の実現に取り組まれない。
- 13 健康寿命の延伸に向け、各種がん検診や特定健診の受診率のさらなる向上を目指し、町民意識の啓蒙を図るとともに、健康増進運動の取り組みを推進されたい。
- 14 地震等災害が頻発しておりライフラインのさらなる強じん化が求められているが、水道管の耐震化率の向上を図られたい。
- 15 下水道事業の不明水対策について、計画的に調査を実施し、有収率のさらなる向上に努められたい。

報告第29号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 9月20日提出

矢巾町長 高橋昌造





議案第82号

矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例（平成27年矢巾町条例第29号）の一部を次のように改正する。

平成30年 9月20日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例（平成27年矢巾町条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第6条関係）				別表第1（第6条関係）			
職種	月額（円）	日額（円）	時間額（円）	職種	月額（円）	日額（円）	時間額（円）
〔略〕			〔略〕	〔略〕			〔略〕
給食調理員	<u>115,500</u>	<u>5,500</u>		給食調理員	<u>121,800</u>	<u>5,800</u>	
電話交換士	<u>115,500</u>	<u>5,500</u>		電話交換士	<u>121,800</u>	<u>5,800</u>	
〔略〕				〔略〕			
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。							

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

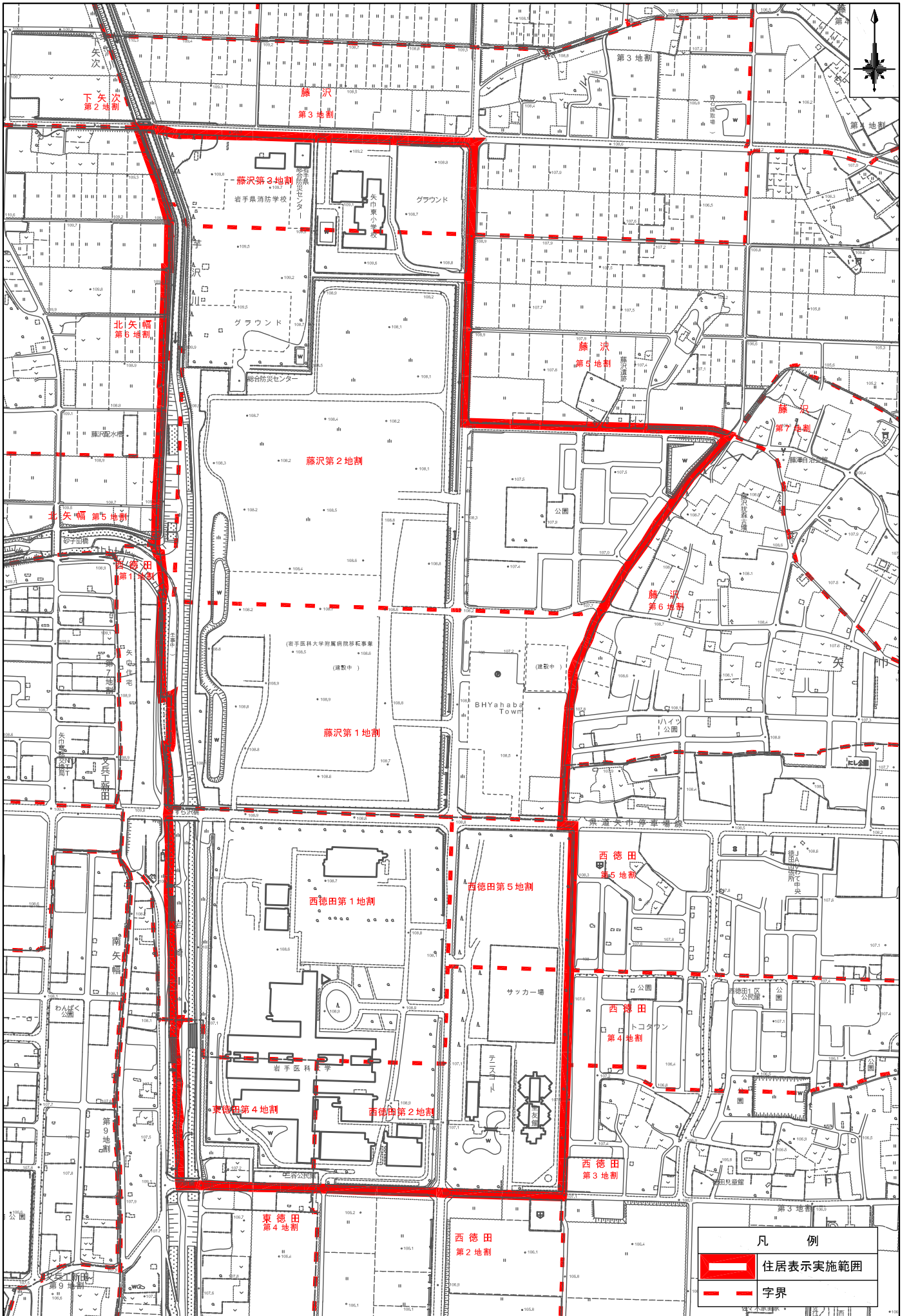
議案第 8 3 号

住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は「街区方式」によるものとする。

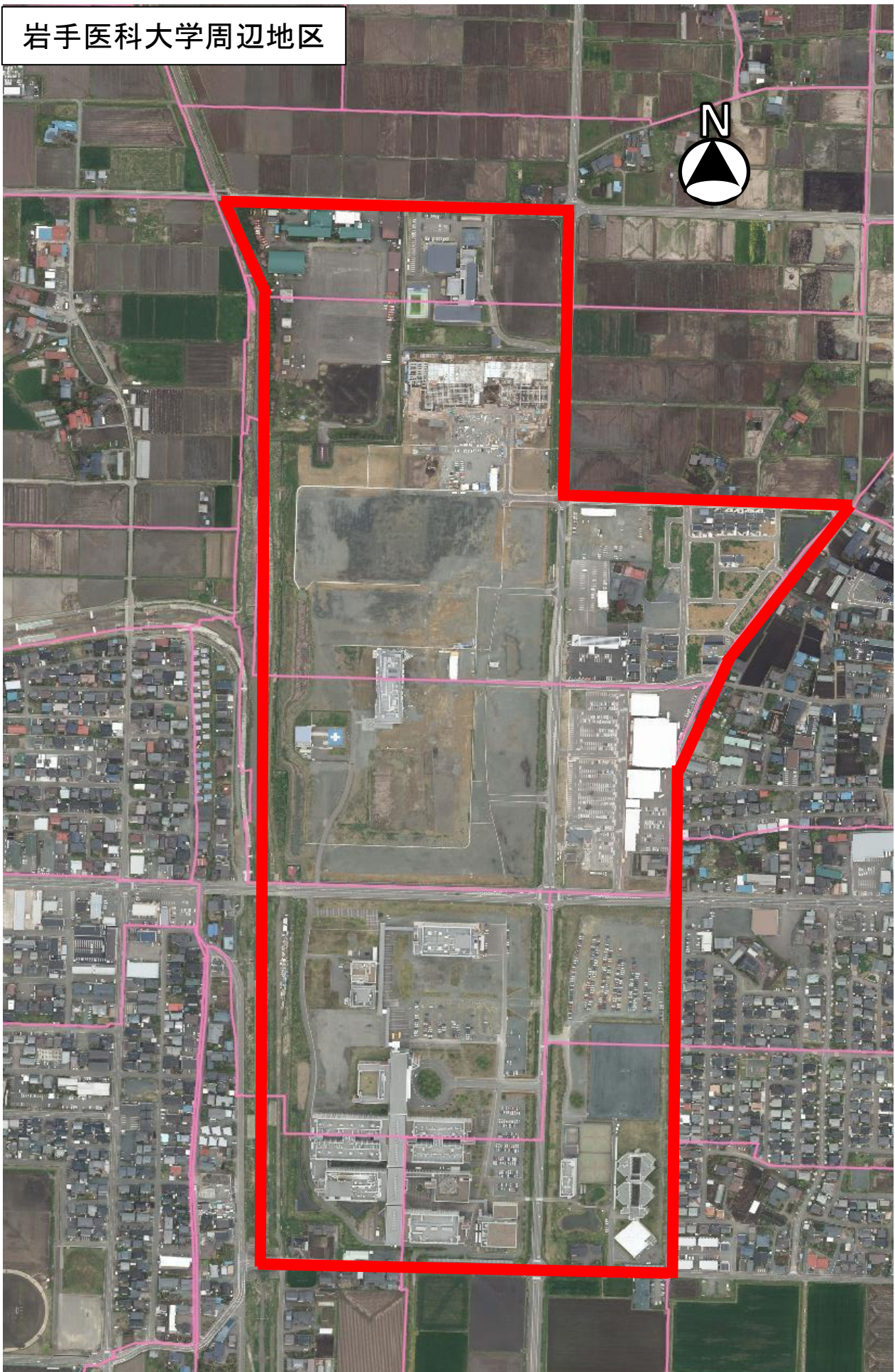
平成30年 9月20日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造





岩手医科大学周辺地区



議案第84号

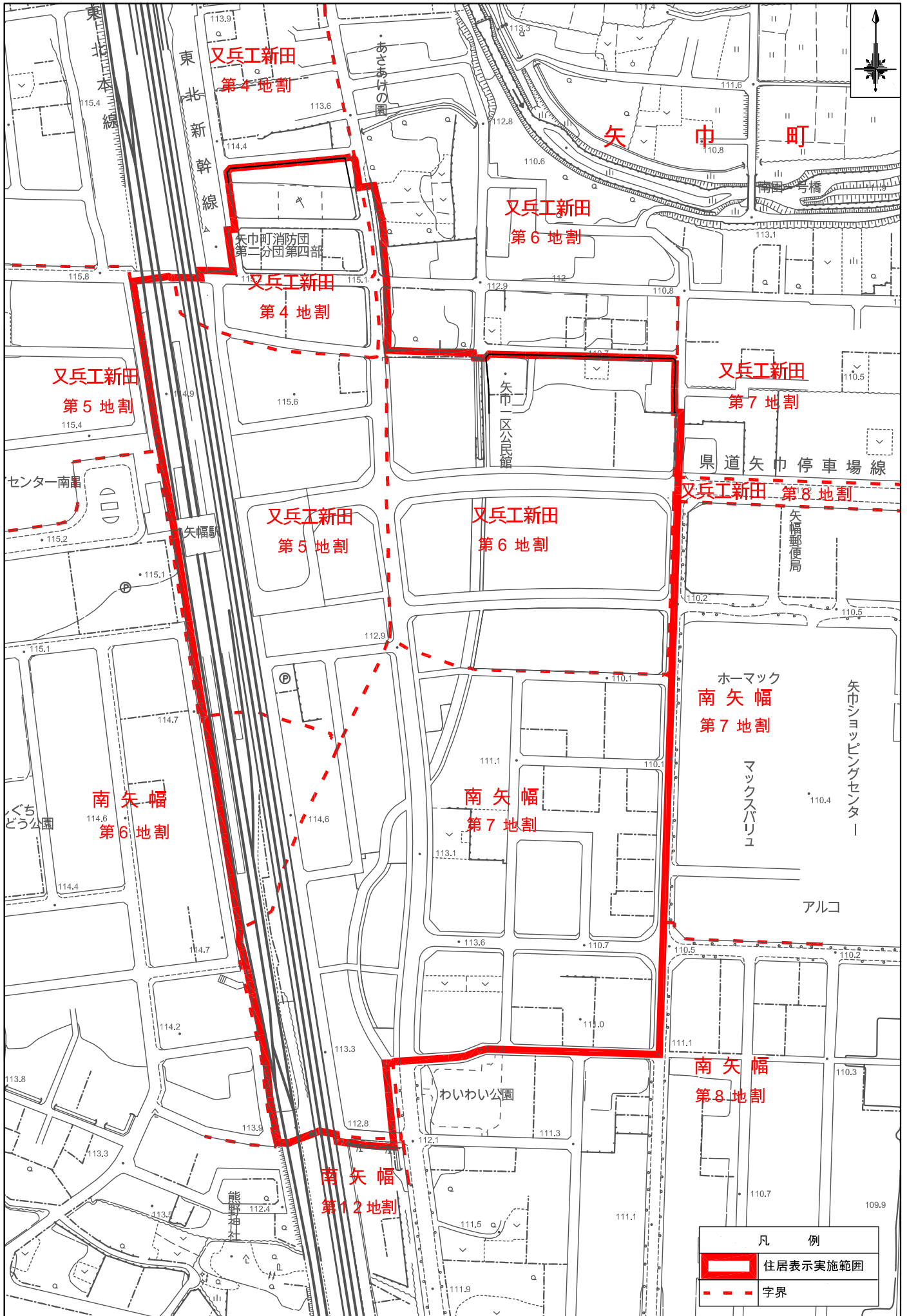
住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は「街区方式」によるものとする。

平成30年 9月20日提出

矢巾町長 高橋昌造







矢幅駅前地区



発議案第3号

矢巾町議会議員政治倫理条例の制定について

矢巾町議会議員政治倫理条例の制定について、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

平成30年 9月20日

矢巾町議会議長 廣田光男様

提出者	矢巾町議会議員	川村農夫
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	廣田清実
〃	〃	村松信一
〃	〃	山崎道夫
〃	〃	高橋七郎
〃	〃	小川文子

## 矢巾町議会議員政治倫理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、矢巾町議会基本条例（平成27年矢巾町条例第17号）に規定する矢巾町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員の責務)

第2条 議員は、矢巾町議会基本条例第10条の活動原則に則り、町民の信託を受けた町民の代表であることを認識し、その役割及び責務を自覚するとともに、政治倫理を遵守しなければならない。

2 議員は、第5条に規定する政治倫理基準に違反する事実（以下「政治倫理基準違反」という。）があるとの疑惑を招いたときは、自ら疑惑の解明に当たるとともに、町民に対し、自ら進んで事実を明らかにしなければならない。

(政治倫理の宣誓)

第3条 議員は、政治倫理を遵守する旨の宣誓をしなければならない。

2 前項の宣誓は、当該議員の任期の初日から最初に招集される議会の会議までに、宣誓書に署名することにより行う。

(町民の役割)

第4条 町民は、主権者として自らも町政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第5条 政治倫理に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 町民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。
- (2) その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (3) その地位を利用して不正に金品を授受しないこと。
- (4) 政治活動に関して、法人その他の団体から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。議員の後援団体においても同様とする。
- (5) 寄附及び挨拶状の頒布について、法令を遵守すること。
- (6) 町又は町が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している法人が行う工事の請負、業務の委託又は物品の購入（以下「町等が行う工事等」という。）に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を踏まえ、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある行為をしないこと。
- (7) 町等が行う工事等に関し、不正又は不当な働き掛けをしないこと。
- (8) 町の職員（一般職非常勤職員等を含む。次号において同じ。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けしないこと。
- (9) 町の職員の採用、昇任その他の人事に関して不当に関与しないこと。
- (10) 嫌がらせ、強制、セクシャルハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(補助法人の代表者等就任等の届出)



第6条 議員は、国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けている法人の代表者又は役員に就任したときは、その就任の日から30日以内に、議長にその旨を届け出なければならない。代表者又は役員を退任したときも、同様とする。

(審査請求)

第7条 町民又は議員は、議員に政治倫理基準違反があると認めるときは、その事実を示した書類を添えて、町民にあっては有権者数の200分の1以上の者の連署、議員にあっては議員定数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、議長に対し、政治倫理基準違反に関する存否の確認の審査請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

2 審査請求は、政治倫理基準違反があった日から1年を経過したときは請求することができない。ただし、正当な理由があると議長が認めたときは、この限りでない。

(調査)

第8条 議長は、審査請求があったときは、優れた識見を有する者に調査を依頼することができる。

(審査請求に関する事件の付議)

第9条 議長は、審査請求があったとき、又は当該審査請求について前条の規定により調査を依頼したときは、当該調査が終了後、議会運営委員会に諮って、会議に付すべき事件に定めるものとする。

(議会の審査)

第10条 議会は、当該議員の政治倫理基準違反の存否を確認し、議決しなければならない。

2 前条の規定による会議に付議された事件（以下「審査請求付議事件」という。）の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）は、その会議に出席して弁明することができる。

3 審査請求付議事件は、会議に諮って政治倫理審査に関する特別委員会（以下「特別委員会」という。）に付託されるものとする。ただし、議長は、審査請求付議事件が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議に諮って特別委員会への付託を省略することができる。

(1) 審査請求の内容が、政治倫理基準違反でないことが明らかなきとき。

(2) 審査請求の内容が虚偽その他正当な理由を欠く審査請求であることが明らかなきとき。

(議会の措置)

第11条 議会は、政治倫理基準違反が存すると議決した場合においては、対象議員に対し必要な措置を議決しなければならない。

2 前項の規定による対象議員に対する措置の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 議長の注意喚起

(2) 議場における謝罪文の朗読

(3) 議会の委員の辞任勧告

(4) 議会役職の辞任勧告

(5) 議員辞職勧告

3 議会は、政治倫理基準違反がないと議決した場合においては、対象議員の名誉回復のために必要な措置を議決しなければならない。

4 議長は、第1項及び前項の規定による議決があったときは、第7条第1項に規定する代表

者に通知するとともに、公表するものとする。

- 5 議長は、第1項の規定による議決があったときは、議会の品位及び名誉を守り、かつ、市民の信頼を回復するために必要な措置を定めなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に議員である者については、第3条に規定する政治倫理の宣誓は、この条例の施行の日から14日以内に行うものとする。

発議案第4号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第14条の規定により提出する。

平成30年 9月20日

矢巾町議会議長 廣田光男様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	高橋安子
〃	〃	赤丸秀雄
〃	〃	昆秀一
〃	〃	川村よし子
〃	〃	米倉清志

## 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。

また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度から国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年 9月20日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	野	田	聖	子	殿
文部科学大臣	林		芳	正	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿
衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿

県選出国會議員

衆議院議員	小 沢 一 郎	殿
〃	鈴 木 俊 一	殿
〃	階 猛	殿
〃	高 橋 比奈子	殿
〃	藤 原 崇	殿
参議院議員	平 野 達 男	殿
〃	木戸口 英 司	殿

岩手県紫波郡矢巾町議会

議 長 廣 田 光 男



発議案第5号

私学助成の充実についての意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成30年 9月20日

矢巾町議会議長 廣田光男様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	高橋安子
〃	〃	赤丸秀雄
〃	〃	昆秀一
〃	〃	川村よし子
〃	〃	米倉清志

## 私学助成の充実についての意見書

私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかかる教育費が、公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。

過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年 9月20日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿	
財務大臣	麻	生	太	郎	殿	
文部科学大臣	林		芳	正	殿	
内閣官房長官	菅		義	偉	殿	
衆議院議長	大	島	理	森	殿	
参議院議長	伊	達	忠	一	殿	
岩手県知事	達	増	拓	也	殿	
県選出国會議員						
衆議院議員	小	沢	一	郎	殿	
〃	鈴	木	俊	一	殿	
〃	階			猛	殿	
〃	高	橋	比	奈子	殿	
〃	藤	原		崇	殿	
参議院議員	平	野	達	男	殿	
〃	木	戸	口	英	司	殿

岩手県紫波郡矢巾町議会

議長 廣田光男